

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年10月4日	大阪シティバス株式会社(法人番号 6120001048830) 代表者木田俊郎	大阪府大阪市西区九条南 1丁目12番62号	井高野	大阪府大阪市東淀川区井高野4丁目3番 59号	警告	道路運送法第27条第3項	令和4年8月19日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	2	0
令和4年10月4日	大阪シティバス株式会社(法人番号 6120001048830) 代表者木田俊郎	大阪府大阪市西区九条南 1丁目12番62号	鶴町	大阪府大阪市大正区鶴町4丁目11番55 号	警告	道路運送法第27条第3項	令和4年9月2日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	2	0
令和4年10月4日	阪急バス株式会社(法人番号 6120901019848) 代表者井波洋	大阪府池田市井口堂1丁 目9番21号	猪名川	兵庫県川辺郡猪名川町白金1丁目1番地 2号	警告	道路運送法第27条第3項	令和4年5月25日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和4年10月20日	アルピコ交通株式会社(法人番号 1100001014104) 代表者小林史成	長野県松本市井川城2丁 目1番1号	大阪営業所	大阪府大阪市大正区北恩加島1丁目7番 17号	警告	道路運送法第27条第3項	令和4年7月29日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0